

令和6年度 クリーニング師研修・クリーニング業務従事者講習 お知らせ

クリーニング営業者の皆様へ

■クリーニング業法(第8条の2第1項)により義務づけられている「クリーニング師の研修」及び「クリーニング業務従事者の講習」の開催についてお知らせします。

■令和6年度は、従前の講習会方式(第1型)で行うことになりました。

注)天災・感染症等の影響により、2型(通信教育)に変更させていただく場合がございますのでご了承ください。

■次の①②のいずれかに該当する方が対象となります。

- ① クリーニング業務に従事している方で、過去2年間にこの研修または講習を受講されていない方
- ② クリーニング業務に従事後1年以内の方

注1)業務従事者の受講対象者については、従業員数によってその取扱いが異なりますので、ご確認ください。

注2)昨年または今年、他県にて研修・講習会を受講された方は、お手数ですが、当生活衛生営業指導センターにご一報いただきますようお願いいたします。

注3)クリーニング師で、住所の変更がある方、廃業された方はお手数ですが、当生活衛生営業指導センターにご一報いただきますようお願いいたします。

■本研修及び講習は、群馬県知事から指定を受けた公益財団法人全国営業指導センターが主催し、本県の営業指導センターが実施するものであります。

■お問い合わせ先

公益財団法人 群馬県生活衛生営業指導センター
電話:027-224-1809(平日の9時~17時)

研修会・講習会について

研修会や講習会の受講後、レポート問題の解答用紙を提出していただきます。
受講認定された場合は、修了証書及びステッカーを交付いたします。

■日程・会場

(1)日付

①クリーニング師研修会

9月30日(月) 群馬県立県民健康科学大学(前橋市上沖町323-1)
10月27日(日) 群馬県勤労福祉センター(前橋市野中町 361-2)

②クリーニング業務従事者講習会

9月26日(木) 群馬県立県民健康科学大学(前橋市上沖町323-1)
10月6日(日) 群馬県勤労福祉センター(前橋市野中町 361-2)

(2)時間(研修会及び講習会)

10:00~15:00 (受付 9:30~、昼休 12:00~13:00)

■申請手続き等

- ①受講される方は、「受講申込書」に必要事項を記入し、群馬県生活衛生営業指導センターあてファックス又は郵送で申込みをお願いします。
(締め切り:8月15日(木))。

○宛先:〒371-0025 前橋市紅雲町一丁目 7-12
群馬県住宅公社ビル 4階
公益財団法人群馬県生活衛生営業指導センター

- ファックス:027-224-1610 番号の間違いのないようお願いします。
○郵送の場合は、切手84円を貼付のうえ郵送してください。

- ②生活衛生営業指導センターより「受講票」が郵送されます。(受講日当日に、受付にご提示下さい)
③研修修了後、解答用紙を生活衛生営業指導センターに提出します。
④生活衛生営業指導センターは、解答用紙を審査(理解度を確認)し、修了証書・ステッカーを受講者に交付します。

■受講料

※研修会、講習会当日に現金で集めます。

・クリーニング師研修 5,000円
・クリーニング業務従事者講習 4,500円

*最低募集人員に達しない場合は、中止とし、もう一方の日程に変更させていただきます。(電話で御連絡させていただきます。)

*昼食については、各自でお願いします。